

改正

平成14年3月13日条例第16号  
平成15年3月18日条例第9号  
平成20年3月31日条例第18号  
平成22年3月12日条例第10号  
平成26年6月16日条例第27号  
平成27年9月15日条例第34号  
平成28年3月17日条例第4号  
平成30年3月23日条例第4号  
令和2年3月23日条例第10号  
令和3年3月18日条例第4号  
令和3年6月22日条例第23号  
令和5年3月27日条例第8号  
令和6年2月22日条例第1号

六ヶ所村手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、手数料の徴収について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の名称、額等)

第2条 徴収する手数料の名称及び額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、申請のときに徴収する。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、住民票の写し等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

(郵便による請求)

第4条 郵便で請求するときは、前条の手数料のほか、郵便料に相当する額を納めなければならない。

(手数料の還付)

第5条 徴収した手数料は、申請する事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。

(手数料の減免)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を減額し、又は免除することができる。ただし、多機能端末機により徴収する手数料については、この限りでない。

(1) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらの機関から公務につき必要とする旨請求があったもの

(2) 公務員が職務上の必要で請求するもの

(3) その他村長が、特に必要と認めたもの

2 青森県屋外広告物条例（昭和50年青森県条例第45号。以下「県条例」という。）に基づく、次に掲げる許可については、手数料を免除する。

(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政治団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するため、県条例第6条による許可、県条例第10条第3項による許可の期間の更新又は県条例第11条第1項による変更等の許可を受けようとするとき。

(2) 地方自治法第157条第1項の規定による公共的団体等が、道標、案内図板、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置について、県条例第6条若しくは第8条第6項の規定による許可、県条例第10条第3項による許可の期間の更新又は県条例第11条第1項による変更等の許可を受けようとするとき。

(証明、閲覧等の範囲)

第7条 証明、閲覧等は、公衆の閲覧に供して支障のないものに行う。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前において、納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(六ヶ所村手数料徴収条例の廃止)

3 六ヶ所村手数料徴収条例(昭和36年条例第74号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月13日条例第16号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月18日条例第9号)

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月12日条例第10号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月16日条例第27号)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年9月15日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の前において同条の規定による改正前の六ヶ所村手数料条例別表の規定により納付すべきであった住民基本台帳カードの交付手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月17日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表個人番号の項の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月22日条例第23号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の六ヶ所村手数料条例の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料から適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月22日条例第1号）

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	手数料の名称	手数料の額	
戸籍	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本等の交付手数料（広域交付による交付を含む。）	1 通につき 450円
戸籍	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍の記載事項証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円
戸籍	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1 件につき 400円

	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄本等の交付手数料（広域交付による交付を含む。）	1通につき	750円
	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍の記載事項証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450円
	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき	700円
	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2	受理証明書、届書等の記載事項証明書又は届書等情報内容証明書の交付手数料	1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につ	

	項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		き1,400円)	
	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他村長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	届書等の閲覧手数料又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき	350円
住民基本台帳	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定による住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき	200円
	住民基本台帳法第12条の4第1項（住民票の写しの交付の特例）の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの広域交付手数料	1件につき	200円
	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	1件につき	200円
	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件1枚まで 1件2枚以上	200円 400円
	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件1枚まで 1件2枚以上	200円 400円
	住民基本台帳の閲覧手数料		1人につき	200円
印鑑	印鑑登録証の交付及び再交付手数料		1件につき	200円
	印鑑登録証明書の交付手数料		1通につき	200円
認可地縁団体	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付手数料		1通につき	200円
	認可地縁団体登録台帳証明書の交付手数料		1通につき	200円

行政不服審査会	写しの交付手数料	1枚につき	10円 (ただし、カラーの場合は20円とし、両面複写をしたときは、片面を1枚として算定する。)	
税	所得に関する証明書の交付手数料	証明書1枚につき	200円	
	地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の写しの交付手数料(同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間における同法第382条の2の規定による納税義務者の閲覧による交付を除く。)	台帳1枚につき	200円	
	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書又は固定資産税額の証明書の交付手数料	単有資産	証明書1枚につき	200円
		共有資産	8筆(棟)まで	200円
			8筆(棟)を超える場合	8筆(棟)までごとに200円を加算する。
	地方税法第20条の10の規定に基づく納税に関する証明書の交付手数料	証明書1枚につき	200円	
	営業に関する証明書の交付手数料	証明書1枚につき	200円	
	その他の証明書の交付手数料(軽自動車税納税証明書(継続検査用)及び標識交付証明書を除く。)	証明書1枚につき	200円	
	地番現況図写しの交付手数料	地番のみ1枚につき	250円	
		地番に航空写真を付したものの1枚につき	300円	
土地台帳の閲覧手数料	1冊につき	200円		
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	証明書1枚につき	1,300円	
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき	86,000円	

	第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	1件につき新築住宅床面積の合計が100平方メートル以下の場合	6,200円
			1件につき新築住宅床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合	8,600円
			1件につき新築住宅床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合	13,000円
			1件につき新築住宅床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合	35,000円
			1件につき新築住宅床面積の合計が1万平方メートルを超える場合	43,000円
狂犬病予防	犬の登録手数料		1頭につき	3,000円
	狂犬病予防注射済票交付手数料		1頭につき	550円
	犬の鑑札の再交付手数料		1件につき	1,600円
	狂犬病予防注射済票再交付手数料		1件につき	340円
鳥獣保護	鳥獣飼養許可の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料		1件につき 3,400円	
動物	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料		1件につき 16,400円	
火薬類	煙火消費許可申請手数料		1件につき 7,900円	
許可手数料	県条例第6条若しくは第8条第5項若しくは第6項による許可、県条例第10条第3項による許可の期間の更新又は県条例第11条第1項による変更等の許可	はり紙	50枚(50枚未満の端数は50枚とする。)につき	300円
		はり札	1枚につき	100円
		立看板	1枚につき	200円
		下げ看板		
		電柱等塗装広告 電柱等巻付広告 電柱等そで看板	1個につき	400円
		幕旗	1枚につき	500円

	のぼり			
	アドバルーン	1個につき	2,700円	
	アーチ	1基につき	3,000円	
	広告板 広告塔 そで看板 これらに類するもの	表示面積が1平方メートル以下のもの	1個につき	400円
		表示面積が1平方メートルを超え、3平方メートル以下のもの	1個につき	800円
		表示面積が3平方メートルを超え、6平方メートル以下のもの	1個につき	1,200円
		表示面積が6平方メートルを超え、10平方メートル以下のもの	1個につき	1,600円
		表示面積が10平方メートルを超えるもの	1個につき	1,600円に1平方メートル増すごとに200円を加算した額
	<p>1 ネオンサイン、イルミネーションその他これらに類する発光装置又は照明装置を有するもの 手数料の額は、この表により算定した額に1.5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 表示面積は、すべての表示面の面積を合計した面積とする。</p> <p>3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後のものについて、この表により算定した額とする。</p>			
	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為許可申請手数料	開発区域面積が0.1ha未満の場合	8,600円
開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合			22,000円	
開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合			43,000円	
開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合			86,000円	
開発区域面積が1.0			130,000円	



			h a 以上3.0 h a 未満の場合		
			開発区域面積が3.0 h a 以上6.0 h a 未満の場合	170,000円	
			開発区域面積が6.0 h a 以上10.0 h a 未満の場合	220,000円	
			開発区域面積が10.0 h a 以上の場合	300,000円	
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為許可申請手数料		開発区域面積が0.1 h a 未満の場合	13,000円	
			開発区域面積が0.1 h a 以上0.3 h a 未満の場合	30,000円	
			開発区域面積が0.3 h a 以上0.6 h a 未満の場合	65,000円	
			開発区域面積が0.6 h a 以上1.0 h a 未満の場合	120,000円	
			開発区域面積が1.0 h a 以上3.0 h a 未満の場合	200,000円	
			開発区域面積が3.0 h a 以上6.0 h a 未満の場合	270,000円	
			開発区域面積が6.0 h a 以上10.0 h a 未満の場合	340,000円	
			開発区域面積が10.0 h a 以上の場合	480,000円	
		その他の開発行為許可申請手数料		開発区域面積が0.1 h a 未満の場合	86,000円
				開発区域面積が0.1 h a 以上0.3 h a 未満の場合	130,000円
			開発区域面積が0.3 h a 以上0.6 h a 未満の場合	190,000円	
			開発区域面積が0.6 h a 以上1.0 h a 未満の場合	260,000円	
			開発区域面積が1.0 h a 以上3.0 h a 未満の場合	390,000円	
			開発区域面積が3.0	510,000円	

		h a 以上6.0 h a 未満の場合	
		開発区域面積が6.0 h a 以上10.0 h a 未満の場合	660,000円
		開発区域面積が10.0 h a 以上の場合	870,000円
都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。 イ 開発行為に関する設計の変更（口のみ該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（口に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額 ハ その他の変更については、10,000円	
都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく建築物の建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1件につき	46,000円
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	26,000円
都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請手数料	敷地の面積が0.1 h a 未満の場合	6,900円
		敷地の面積が0.1 h a 以上0.3 h a 未満の場合	18,000円
		敷地の面積が0.3 h a 以上0.6 h a 未満の場合	39,000円
		敷地の面積が0.6 h a 以上1.0 h a 未満の場合	69,000円
		敷地の面積が1.0 h a 以上の場合	97,000円

		a 以上の場合	
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	イ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合	1,700円
		ロ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha未満のものである場合	1,700円
		ハ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合	2,700円
		ニ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合	17,000円

	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	470円
	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明及び交付	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書交付手数料	1件につき	300円
その他	身分に関する証明手数料		1通につき	200円
	その他の証明手数料		1件1枚	200円
	公簿書類等の閲覧手数料		1冊につき	200円

備考

- 1 戸籍、住民基本台帳、印鑑については、必要とする1名につき1通、届出1件に係る関係書類を1件とする。
- 2 その他公簿の閲覧については、1冊、公文書は1事件をもってそれぞれ1件とする。